

パブリックコメント用

# 笠間市協働のまちづくり推進指針（案）

平成22年4月

笠間市

## 目 次

はじめに .....	2
第1章 協働のまちづくりを推進する意義と基本理念.....	3
1 背景	
2 協働, 市民活動のとらえ方	
3 協働のまちづくりを推進する意義 (必要性)	
4 協働のまちづくりを推進する基本理念	
第2章 協働のまちづくりの現状と課題 .....	6
第3章 協働のまちづくりを推進するための方向性.....	8
第4章 協働のまちづくりを推進するための取組み.....	10

## はじめに

笠間市を取り巻く環境は、少子高齢化や経済成長の停滞など社会・経済情勢の変化や生活様式、価値観の多様化による市民ニーズの変化など、大きな転換期にあります。また、地方分権の進展により住民主体の自己決定・自己責任による地域に根ざした自立的なまちづくりを行うことが求められています。

笠間市では、市民と行政が共に考え、築く、新しいまちづくりの指針として、平成19年4月に笠間市総合計画を策定しました。本計画では、「にぎわいの創造」「やさしさの創造」「ふれあいの創造」の3つの基本方針のもと、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る 文化交流都市～」を将来像としました。そして、この将来像を実現するための柱（施策の大綱）の一つとして「人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり（自治・協働）」を定め、一人ひとりを大切に、市民と行政の協働による楽しく元気なまちづくりを実践することとしています。

この指針は、笠間市総合計画が示した、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを進めるため、行政主導のまちづくりを見直して、公共を共に担うパートナーである市民との協働のあり方を示すとともに、今後の市の施策の目指すべき方向性を決めました。

策定にあたっては、公募市民、市民活動団体からの推薦者、大学生、学識経験者からなる笠間市協働のまちづくり市民会議により協議、検討を行いました。今後、この指針に基づき、市民と行政との協働のまちづくりを進めていきます。

## 第1章 協働のまちづくりを推進する意義と基本理念

### 1 背景

#### ・住民ニーズの多様化

少子高齢化や経済成長の停滞など社会・経済情勢の変化により、地域全体で取り組む必要がある問題が増えるとともに、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、住民が行政に求めるニーズも多様なものになっています。しかし、いま地方行政は財源不足と職員数の縮小という厳しい状況にあります。統一性や公平性を重視する行政の性質上、行政だけでは、多様化する市民の期待や要望に対応したサービスの維持、向上は、難しくなっています。

#### ・住民主体のまちづくり

平成12年の地方分権一括法の施行により、これまでの国・中央省庁主導の画一的な行政システムから、地方公共団体が地域の実情に沿った行政を行っていく「団体自治」が拡充されました。これに対応して、地域のことは地域住民の意思と責任に基づいて自主的に決定するという、より地域に根ざした「住民自治」が重要であると考えます。

#### ・地域コミュニティの変化

これまでの市民生活は、町内会・自治会などの身近な地域コミュニティによって支えられてきました。しかし、近年では核家族化や価値観の多様化などが進み、こうした従来の地域を支える仕組みが機能しにくくなってきています。全国各地で、予想し得ない犯罪や事故などが発生し、その対応も多様で複雑なものになっています。また、少子高齢化が進みつつある中で、教育、防犯、福祉、環境、産業振興などにおいて新しい地域の力を創造していくことが重要です。

#### ・市民活動の活発化

地域社会が変化していく中で、行政に対して要望や反対をするだけでなく、自らの経験や知識を生かし、地縁にとらわれずに市民としてできることを行い、自ら地域の課題を解決していこうという意欲を持った市民の自主的・自発的な活動が活発化しています。これにより市民の「公」に対する意識が変化し、市民と行政が共に担う新たな公共の領域が生まれています。

## 2 協働，市民活動のとらえ方

### (1) 協働の定義

協働とは，市民と行政が互いの特性を認め合い，それぞれの持つ能力を活用して，共通の課題を解決したり，共通の目標を達成したりするために，それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら，自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取組むことをいいます。

### (2) 協働のかたち

共通の目標を達成したり，課題を解決する協働の関係には，以下に示すような様々な形態があります。市民と行政は，下のB，C，Dの3つの協働の領域の中から，お互いの特性を生かし，それぞれの活動の成果を出すために最もふさわしい形態を選び，協働事業を行っていきます。もちろんこの形態については，固定的に考えるものではなく，活動・事業によって柔軟に考えていくものです。

協働の領域				
市民の領域 A	B	C	D	E 行政の領域
市民の責任と主体性により，市民が自律して行う領域	市民が主体性をもって行い，行政が支援をして取組む領域	市民と行政が対等に協力し合って立案・実行する領域	行政が主体性を持ち，市民が参加，協力して取組む領域	行政の責任と主体性により行政が独自に行う領域
例) 私的な活動	例) 後援 助成金	例) 共催 企画公募型委託	例) 委託 指定管理者	例) 公権力の行使 (許認可税の徴収)

### (3) 市民活動のとらえ方

#### ① 地縁型市民活動（地域コミュニティ活動）

同一地域内に居住する人々によって，自主的・自発的にその地域の問題の解決や生活の充実のために行われる活動をいいます。

※本指針では「行政区」を地域コミュニティの単位としてとらえています。

## ② テーマ型市民活動

市民によって、共通の目的を達成するため、地縁にとらわれずに自主的・自発的に行われる公益性のある活動で、営利を目的としないものをいいます。

※ここでいう市民とは、原則として、市内に居住又は通学・通勤している個人や、市内で活動しているボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、事業者（企業、事業所）などとしてとらえています。

## 3 協働のまちづくりを推進する意義（必要性）

### （1）自立的な住民主体のまちづくり

市民の経験や能力を行政のサービスに生かしていくことにより、住民自治の領域が広がり、自分たちが住む地域の課題に対して、自分たちで解決する姿勢が高まり、自立的な住民主体のまちづくりが推進されます。

### （2）市民の視点からの課題の解決

公共の課題は、当事者である市民の視点に立って解決していくことが重要です。協働のまちづくりを推進し、市民の視点から課題を解決することにより、市民の思いと行政の思いとのすれ違いをなくし、市民の意見を生かした課題の解決をすることができます。

### （3）新しい公共領域の形成

市民のみ、または行政のみでは解決困難な公共の課題を市民と行政が協力し合って解決したり、共通の目的を達成するために連携し合ったりすることで、市民のみが関わる領域と行政のみが関わる領域との間に市民と行政が協働で関わる新しい公共領域が形づくられていきます。

## 4 協働のまちづくりを推進する基本理念

協働のまちづくりを推進する意義を踏まえ、本市の協働のまちづくりを推進する基本理念を次のとおりとします。

「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を目指して、市民の経験や能力を市政に生かし、市民活動を活性化し、身近な市民同士のつながりを強め、市民が主体性を持って行政と共に活動する協働のまちづくりを推進します。

## 第2章 協働のまちづくりの現状と課題

### 1 まちづくりへの市民参加

市民活動団体の多くが新たな会員の確保に苦勞しています。また地域コミュニティは一番身近なまちづくりへの参加の場ですが、その活動に積極的に参加する人ばかりではありません。まちづくりへ参加する市民を増やすことは、活動の基盤や人と人とのつながりを強めることにもなります。

### 2 行政と市民及び市民間の情報の共有・交流

市民の意見がどのように行政に生かされているのか、市内でどのような市民活動が行われているのかなどの情報を効率的に得られる場が求められています。笠間市に関する情報や市民活動に関する情報などを行政と市民、または市民同士が共有し、双方向の情報の交流ができる環境の整備が求められています。

### 3 市民活動団体間の交流・連携

笠間市内には、同じ目的を持って同じ分野で活動している市民活動団体がありますが、団体同士の交流は少なく、お互いの活動の中で抱えている課題などについて情報交換をする機会が少ない状態にあります。共通の目的を持っている団体同士が交流し、お互いの知恵や情報を持ち寄り連携を強めることは、協働のまちづくりの大きな力になることが期待されます。

### 4 地域コミュニティに対する支援

地域コミュニティ活動を支えてきた町内会や自治会などは、それぞれの地域によってその呼び方も違えば、成り立ちも違います。運営がうまくいっているところもあるが、従来の仕組みでは対応できない事態が生じ、新規転入者の未加入、役員のなり手不足、活動への不参加などの問題を抱えている組織もあります。問題解決のための支援を行うと同時に、市民にとって最も身近な地域組織の問題について、市民と行政が共に考えていくことが必要です。

## 5 テーマ型市民活動団体に対する支援

テーマ型市民活動団体には、それぞれの目的により、現状の活動を続けていくことを望む団体や更に発展した活動を望む団体があります。活動の発展を望む団体には、人材育成、拠点の整備、資金的支援などそれぞれの団体のニーズに応じた支援をすすめる必要があります。その中で、市民自らが市民活動を支援し、市民と行政をつなぐ役割を果たす中間支援組織\* が育っていくことも期待されます。

## 6 市民と職員の意識づけ

市民ばかりでなく、行政にもまだ「協働のまちづくり」に対する理解不足、認識不足があります。協働のまちづくりを推進するためには、職員一人ひとりが「協働とは何か」を理解し、協働を推進する主体としての意識を持って取組む必要があります。また、市民一人ひとりも、公共の新たな担い手としての意識を持つことが求められています。

## 7 庁内の推進組織の整備

協働のまちづくりを推進していくためには、多岐の分野に渡って活動している市民の求めに対応できるよう、縦割り行政弊害の解消に努め、横断的な推進体制を整備することが求められます。

---

\* 行政と地域の間で立って様々な活動を支援する組織。NPO整備のための相談窓口などのほか、直接的に住民や地域に対する支援を行うセンター的機能を持つ。

## 第3章 協働のまちづくりを推進するための方向性

### 1 市民活動への参加の促進

市民活動に参加する市民を増やすことは、市民活動を通して身近な問題に関心を持つ市民を増やすとともに、市民活動の担い手を増やすことでもあります。多くの市民が市民活動に関心を持てるように、市民活動を広く紹介し、関心を高めるための講座や情報提供を行い、誰もが市民活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

また、地域のことを知り、地域とのつながりを持てるよう、子どもからお年寄りにまで地域の情報が伝わり、幅広い世代の方が一人でも多く気軽に地域コミュニティ活動に参加できるような仕組みをつくりまします。

### 2 市や市民活動に関する情報の収集・発信

笠間市ではどのようなことが行われているのか、どのような市民活動が行われていて、どのようなテーマで活動しているかなどが把握できるように、市政に関する情報や市民活動に関する情報を収集し、市が求める事業や市民活動に参加し、理解を深めるために活用できるような情報を発信していきます。

### 3 市民活動団体間の交流・連携

市民活動団体間の交流を促し、情報交換をする機会をつくることにより、共通の目的を持っている団体同士が連携を強め、まちづくりの大きな力になるよう、交流の場づくりを推進します。

### 4 市民活動の拠点づくり

市民活動の情報を取り扱い、市民活動団体同士だけでなく、市民活動に関心のある市民同士とも交流できる拠点づくりを推進し、自主的な活動がしやすい環境を整備します。

また地域コミュニティ活動については、地域集会所などの拠点の建設や増改築に対する補助制度の見直し、地域コミュニティ活動に必要な備品の購入に対する補助制度などを検討し、活動拠点としての機能の充実、整備に対する支援をしていきます。

## 5 市民活動団体のニーズに合った支援

市民活動団体はその発展段階により、人材育成や資金の確保などさまざまな支援が必要です。それぞれの市民活動団体のニーズに応じて、適切な支援をしていきます。

## 6 市民と行政をつなぐ中間支援組織の育成

市民活動に携わる人材を育成し、市民と行政をつなぐ役割を果たせるような市民活動団体を育成し、市民が市民の活動をコーディネートしていけるような環境を整備します。

## 7 市民と職員の意識づけ

協働のまちづくりに対する市民の意識が変わらなければ、協働事業にかかわる市民活動が固定化し、協働のまちづくりを行うチャンスを逃す可能性があります。また、職員の意識が変わらなければ、市民への適切な情報提供や対応が不十分となります。

協働のまちづくりについて市民や職員が共に学ぶ場を設け、互いの理解を深めることにより、職員と市民の新たな関係づくりを推進していきます。

## 8 庁内の推進組織の整備

市民活動を推進するための意義や重要性を理解しても、庁内の推進組織を整備しなければ、実際に市民活動は推進できません。庁内全体で市民活動を推進するための方策を探り、施策を決定し、それに基づき行動していきます。

## 第4章 協働のまちづくりを推進するための取組み

### 1 市民参加を推進するための施策

#### (1) 協働のまちづくりに関するPR

協働のまちづくりについて理解を深めるために、「広報かさま」に協働のまちづくりについてのコーナーを設けて、PRに努めるとともに、引き続き「かさま市民力」のコーナーで活動団体等との活動状況を紹介します。

#### (2) 活動団体等に関する情報提供

笠間市内にどのような活動団体等があるのか、公共施設や「まちの駅」などの情報掲示コーナーで情報提供を行うとともに、インターネットを利用してコミュニケーションが図れるよう地域SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）\*を構築し、活動団体等からの情報発信・情報提供を充実させていきます。

#### (3) 市民と行政の情報共有・情報交流

市民と行政で情報を共有するため、主要施策について懇談会を開催し、情報の交流を図ります。また、市政に対する意見・問い合わせを一元的に受け付けるコールセンターを設置し、寄せられた意見に対する回答集を作成し、ホームページで公表していきます。また、市民から市政に対する意見・要望を直接聞けるよう、パブリックコメント制度と市政モニター制度の更なる活用に努めます。

#### (4) 市民活動支援のための講座・講習会の開催

活動に自然に入っていけるよう、まちづくり活動入門講座や体験プログラムを展開し、活動のレベルアップを求める市民向けに、情報処理技術の基礎講座やNPO法人についての講座やリーダー育成講座（ファシリテーター・コーディネーター養成講座）を開催します。

#### (5) まちづくり出前講座の開催

市民が市政に関する理解を深め学習機会を増やすために、講座メニューを充実させます。また、市民の持つ技術・能力・知識を生かして講師の増員を図り利用拡大に努めます。

---

\* パソコンや携帯電話を利用して、日常的にサイト内の日記や電子掲示板を利用したり、行政情報、地域情報などを入手したりすることができる地域向けの交流・情報提供サービス。

## 2 活動拠点の整備・活用

### (1) 活動拠点の整備

市民が活動の拠点として利用できるよう市民活動センターやボランティアセンターを設置します。

### (2) 地域活動拠点の活用

市内にある市立公民館等の公共施設や地域集会所などを、地域に合った活用ができるようにします。また、市有地や空き店舗の有効活用に努めます。

### (3) 市民と行政を結ぶ中間支援組織の設置

市民活動の支援や行政との橋渡しを担う中間支援組織の設置を図ります。

## 3 市民の活動に対する支援施策

### (1) まちづくり市民活動助成制度の拡充

市民活動に対する助成制度を市民活動団体の立ち上げや団体が行う事業などに使えるよう、支援体制を充実させていきます。

### (2) 地域集会所に対する整備補助金の充実

現行の施設整備費等の補助制度をより充実させるとともに、備品等の購入に対する助成制度を検討します。

### (3) 活動に必要な貸出制度の充実

市民活動の活性化を図るため、公用車貸出制度の充実拡大に努めるとともに、備品貸出制度を構築していきます。

### (4) 市民活動・ボランティア情報提供システムの整備

仲間を募っている団体等と活動に参加してみたい個人をつなぐ制度として、市民活動・ボランティア情報提供システムを整備します。

### (5) 保険制度の充実

安心して市民活動ができるよう、市が加入している保険内容の検討を行うとともに、ボランティア保険の加入促進及び補助制度を検討します。

#### 4 ふるさとづくり活動の普及・支援

##### (1) アダプト制度（里親制度）\* の普及

市民活動団体が、道路、公園、河川などの整備・美化活動を定期的に行う里親制度の普及を図ります。

##### (2) ふるさと納税制度\*\* の普及

笠間市のまちづくりへの共感やふるさとへの思いを抱く人々の思いを実現するため、ふるさと納税制度の普及に努めます。

#### 5 協働体制の構築

##### (1) 市民と行政による推進委員会の設置

協働に関する取組や推進状況を相互に確認するための委員会を設置します。

##### (2) 「産学官民連携推進協議会（仮称）」設置

市民、行政、事業者、企業、学校がそれぞれの分野や特性を生かし、地域を活性化するための連絡協議会（仮称）等を設置します。

##### (3) 全庁的な推進組織の設置

協働のまちづくりを総合的に推進するために、職員向けのガイドラインを作成し、研修を実施して資質向上に努めるとともに、庁内の連携や合意形成を図るための推進組織を設置します。

---

\* 市民が道路や公園など、公共の場所を里子にみたくて清掃し、美化していくこと。  
\*\* 都道府県・市区町村に寄附を行った場合、一定の限度まで所得税と個人住民税から寄附金控除をする制度。笠間市では寄附金を「元気かさま応援基金」に積み立て、「まちづくり支援」「子ども支援」「芸術・文化支援」の3つの支援事業に活用している。